

企画競争実施の公示

令和 5 年 10 月 19 日

国土交通省北海道運輸局観光部長 水口 猛

次のとおり、企画提案書等の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名及び概要

「DMOやツアーオペレーター等の連携によるアドベンチャー旅行者受入拡大に向けた実証」業務

(全国から募集したDMO等と、北海道内のAT関係者が集って参加する実地研修を実施することによる連携強化と品質向上、機会逸失の低減及び日本・北海道におけるATの受入体制の強化に向けた効果的な方策を検討・実証する。)

(2) 業務内容 別紙「仕様書」による。

(3) 履行期限 令和 6 年 3 月 29 日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度の国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」のDランク以上に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。(但し、地方自治体を除く。)
- (3) 国土交通省北海道運輸局長から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 労働者派遣法(第3章第4節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分(指導を含む)を受けた日から5年を経過しない者でないこと。(これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く。)
- (6) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。(入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。)

3. 手続等

(1) 担当部局

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎6階
国土交通省北海道運輸局観光部観光企画課 担当：森、森本
TEL:011-290-2700 FAX:011-290-2702

(2) 説明書及び仕様書等の交付期間、場所

令和 5 年 10 月 19 日から 令和 5 年 11 月 7 日まで、
(1)に同じ。

説明書及び仕様書等の交付を希望する方は、(3)のEメールアドレスへお申し込み下さい。

(3) 企画提案書等の提出期限、場所及び方法

令和 5 年 11 月 8 日 17 時 00 分まで、(1)に同じ。

持参、郵送(書留郵便に限る。)又は下記Eメールアドレスへ送信。

E-Mail: hkt-tpd@gxb.mlit.go.jp

※ Eメールでの提出の場合は、20MB未満の容量。

メール送信後に送信した旨を担当者に電話すること。

また、持参若しくは郵送で応募の場合、企画提案書は6部提出。

(4) 説明会の有無、日時及び場所

当該企画提案募集にあつては、説明会の実施はありません。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

当該企画提案募集にあつては、ヒアリングの実施はありません。

(6) 事業者の決定

令和 5 年 11 月 10 日(予定)

4. その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。
- (2) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (3) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を不正な手段により取得したことが判明し、その認定が取り消された場合には、契約を解除することがある。
- (4) その他の詳細は説明書による。

「DMO やツアーオペレーター等の連携によるアドベンチャー旅行者受入拡大に向けた実証」業務仕様書（案）

1 概要

1.1 事業目的

日本・北海道の特徴である自然、体験、文化、歴史等の強みを活かした旅行形態としてアドベンチャートラベル（以下「AT」という。）が注目を集めている。本年9月にはアドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道・日本（以下「ATWS2023」という。）が札幌市を中心に開催され、またエクスカッションが日本全国で実施されたことにより、ATによる地域振興の取り組みは、北海道内に留まらず、日本全国各地でさらに活発化していくことが期待される。

またATを志向する観光客の傾向として、従来よりも旅行期間を長く設定することや長い期間をかけて様々な地域を訪問することが挙げられる。しかしながら、ATに取り組むDMOやツアーオペレーター等（以下「DMO等」という。）の数はまだ少ない状況であり、これらのDMO等は、地域外との広域のネットワークを構築できていない場合も多い。このような広域のネットワークがない単独のDMO等では、ガイド等の手配や商圏外の旅行手配、さらには日本全体として求められるAT旅行品質の平準化に対応しきれず、機会逸失、またATデスティネーションとしての日本への評価の低下を招くことが危惧される。

そのような事態を避けるためには、ATWS2023が開催されたことでAT推進の機運が高まっているこの機会を捉えて、DMO等の協調関係を構築し、異なるエリアのツアー同士の連動、ATガイド等の仲介、旅行品質向上の取り組みを行うことが必要である。

そのため本事業では、ATWSで催行されたプレサミット・アドベンチャー（ATWS2023の公式エクスカッションであり、期間は概ね1週間程度。道内15コース、道外7コースが実施された。以下「PSA」という。）を基本とし、全国から募集したDMO等と、北海道内のAT関係者が集って参加する実地研修を実施することによる連携強化と品質向上、機会逸失の低減及び日本・北海道におけるATの受入体制の強化に向けた効果的な方策を検討・実証する。

1.2 業務の内容

(1) 連携強化と品質向上を目指す実地研修プログラムの作成・実証

【業務内容】

PSAをベースとした実地研修プログラムを作成し実施することにより、北海道内外のAT関係者の連携構築とATツアーの品質向上について実証を行う。実施にあたってはAT有識者を2名以上選定し検証に参加させ、研修プログラムの品質向上と人材育成を図ること。また、実地研修実施前には講義・ワークショップ・交流会等を行い、研修中には毎日の振り返り等をおこなうことで、連携強化を確実に行うこと。

【実施地域】 ATWS 2023 で実施された PSA を 1 コース選定する。

なお、季節の影響による行程・実施内容の変更を行う。

【対象者】 PSA のツアーオペレーター・ATガイド、全国から公募する DMO、ツアーオペレーター・ATガイド、その他北海道運輸局が認めるもの。

【想定対象人数】 10 名以上

【留意事項】

- ・道外からの参加者は、北海道運輸局が募集する。
- ・実施内容は、北海道運輸局と協議の上決定することとするが、本事業の趣旨・目的を踏まえて効果的な内容を提案すること。

- ・本研修開催にかかる一切の手配及び運営を行うこと。
- ・研修参加者の研修開催地までの移動交通費及び研修中の宿泊費・食費については参加者負担とする。

(2) 参加者における実地研修実施による効果の把握

【業務内容】

参加者に対しアンケート調査を行い、本事業の実施により、他地域の AT 関係者とのネットワークの構築につながったか、今後 AT に携わる上で必要な知見を得られたか、参加者自身に意識変容が生じたかを把握し、実地研修の実施の効果を把握するとともに、今後必要な取り組みの検討に繋げる。

【対象者】 実地研修参加者

2 企画提案と業務運営に関する留意事項

本留意事項については必ず企画提案書に含めること。

(1) 企画提案について

- ① 業務内容に関する具体的な企画案（項目、方法、調査目標等）。過去に類似の調査（観光以外の分野を含む）を実施した実績がある場合は、可能な範囲でその内容を活用すること。
- ② 業務実施体制、作業工程、資金計画
- ③ 想定する有識者
- ④ 企画競争参加者の概要等
- ⑤ 参考見積（概算・消費税含む）
- ⑥ 再委託等の有無及び予定

(2) 業務運営について

- ① 北海道運輸局と十分に協議を行いながら事業を進め、指示に従うこと。
- ② 仕様書に記載されていない事項で、業務内容に疑義が生じた場合は、その都度担当と協議し、その指示に従うこと。
- ③ 本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出すること。
- ④ 本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受託者は北海道運輸局と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。また、必要に応じて現地調査・文献調査・アンケート・ヒアリング等を実施するものとする。
- ⑤ 再委託を行う場合は、事前に北海道運輸局の承認を得ることとし、再委託先事業者の管理監督を行うこと。
- ⑥ 資料、成果品等の作成
 - ・本事業の過程で作成する書類は、PowerPoint、Word、Excel 等、北海道運輸局において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取り扱いに注意を要するものについては、都度確認を行い、必要に応じて許可等を得ること。
 - ・納品された写真等の著作権は北海道運輸局に帰属する。また、成果品は北海道運輸局及び JNTO の WEB サイトや各種情報提供媒体、観光プロモーション、イベント等に随時使用、複製できるものとする。
 - ・制作にあたり、第三者が権利を有する動画・画像等を使用する際には、成果品の使用用途を

ふまえ第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権利料の負担と責任は、全て受注者が負うこととする。

(3) 成果目標と成果指数

研修プログラム作成数	1 件
研修プログラム参加者	10 名以上
ネットワーク構築につながったと回答する参加者	7 割以上
AT に携わる上で必要な知見を得られたと回答する参加者	7 割以上
意識変容が生じた参加者	7 割以上

(4) 履行期限

令和 6 年 3 月 2 9 日 (金)

(5) 成果品

- ・事業報告書 (A 4 判、カラー、簡易製本) 3 部
- ・事業実施報告書概要版 (A 4 判 1 枚) 3 部
- ・事業実施報告書、事業概要等に係る電子データ (CD または DVD) 3 枚

3 事業実施報告及び成果物の提出期限

令和 6 年 3 月 2 5 日 (月)

4 事業実施報告書及び成果物の提出場所

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎6階
国土交通省北海道運輸局観光部国際観光課

5 監督職員

国土交通省北海道運輸局観光部観光企画課専門官